

# 篠崎 進士 法律事務所報



2019年 夏号

- 2 相続法の改正（総論） 所長弁護士 篠崎 芳明
- 3 配偶者居住権・夫婦間における居住用不動産の贈与 副所長弁護士 進士 肇
- 4 配偶者短期居住権 弁護士 小川 幸三  
遺産分割前の遺産の処分 弁護士 寺島 毅一郎
- 5 遺産分割前の預貯金の払戻し制度について 弁護士 杉山 一郎
- 6 自筆証書遺言の方式緩和・自筆証書遺言保管制度 弁護士 中山 祐樹
- 7 遺留分制度の見直しについて 弁護士 石黒 一利  
相続の効力等に関する見直しについて 弁護士 鶴岡 拓真
- 8 相続人以外の者による特別の寄与について 弁護士 金山 真琴  
配偶者居住権が新設されたことは相続税にも影響があります 税理士 藤代 節子

# 相続法の改正（総論）

篠崎・進士法律事務所 所長 弁護士 篠崎 芳明



平均寿命が延び、少子高齢化が進むなか、日本社会の「家族のあり方」に対する考え方も大きく変わってきました。時代の変化に応じた法改正をすべしとの社会要請に応じて、相続法が大幅に改正されました。①顕在化した親子関係の希薄化を受けた配偶者居住権制度の新設、②実務の要請を受けた遺産分割方法の見直し、③自筆証書遺言を作成しやすくなるための工夫、④遺言に伴い発生する遺留分（制度）の見直し、⑤トラブル回避を目的とした相続の効力の見直し、⑥相続人以外の者の貢献を考慮する制度の新設など極めて身近で重要なものです。社会常識の一つとして承知しておかなければなりません。

改正内容は下記の通りです。

## 1. 配偶者の居住権を保護するための制度新設

- 1) 長期的な配偶者居住権
- 2) 配偶者短期居住権

## 2. 遺産分割の見直し

- 1) 夫婦間の居住用不動産の贈与
- 2) 仮払い制度
- 3) 一部分割
- 4) 遺産分割前の財産の処分

## 3. 遺言制度の見直し

- 1) 自筆証書遺言の方式緩和
- 2) 自筆証書遺言保管制度

## 4. 遺留分制度の見直し

- 1) 金銭支払請求
- 2) 裁判所による相当の期限の付与
- 3) 遺留分侵害額の算定方法の見直し

## 5. 相続の効力等（権利及び義務承継）の見直し

- 1) 権利の承継（対抗要件）
- 2) 義務の承継
- 3) 遺言執行者がいる場合

## 6. 相続人以外の者の貢献を考慮する制度の新設

相続人以外の者の特別の寄与

本事務所報（令和元年夏号）は、当法律事務所全弁護士が手分けをして、改正内容をできるだけ具体的にわかりやすく解説しました。

紙数の関係からすべてを解説できたわけではありませんが、理解の一助とされたく存じます。

# 配偶者居住権・夫婦間における居住用不動産の贈与

篠崎・進士法律事務所 副所長 弁護士 進士 肇



## 1 配偶者居住権（新 1028～1036 条）

### (1) 概要

相続法改正によって新設された配偶者居住権は、被相続人Aの死去によって残された配偶者Bの生活に配慮する等の観点からBの居住権を保護するためのものです。

Aの相続開始時に配偶者Bが居住していたA所有建物甲（敷地を含みます。）を対象として、終身又は一定期間、Bにその使用収益を認める「配偶者居住権」という法定の権利を新設し、遺産分割における選択肢の一つとして、配偶者Bに配偶者居住権を取得させることができるとしたほか、Aが遺贈等によってBに配偶者居住権を取得させることができることになりました。ただし、甲をAと第三者が共有していた場合には、第三者の負担が大きすぎるので、配偶者居住権は取得できません（1028条1項但書）。配偶者居住権はBの死亡時まで終身続きますが、別段の定めもできます（1030条）。

この制度には同時に、配偶者が不動産以外の他の財産（とりわけ老後の生活に必要な金融資産）を受け取りやすくするという狙いもあります。法務省HPの例によれば、被相続人Aの法定相続人が配偶者B及び子C、遺産が2000万円の自宅（甲）と預金3000万円という事例で、従来は、BとCが遺産分割協議により法定相続分1/2ずつで相続する場合、Bは評価2000万円の甲を取得して住む場所を確保すると、あとは預金を500万円取得できるに過ぎません。ところが、新法下では、Bは配偶者居住権の取得により住む場所を確保し、しかも同権利は甲の所有権価格2000万円よりも評価が下がるので、仮に1000万円と評価されれば、Bは1500万円の預金を取得できるというわけです。

### (2) 取得原因

配偶者Bが、Aから配偶者居住権を取得する法律上の原因ですが、①Bを含む遺産分割協議（1028条1項1号）、②AからBへの遺贈（1028条1項2号）、③死因贈与（554条が準用する1028条1項2号）、④遺産分割審判（1029条）が挙げられます。

### (3) 配偶者居住権の財産価値の金額評価

BがAから遺贈や死因贈与により配偶者居住権を受けた場合には、Aの遺産分割手続においてBの具体的な相続分を算出する際に、配偶者居住権の評価額が控除されます（903条1項。特別受益の持戻し）。とすると、配偶者居住権の価値の金額評価方法が問題になりますが、確立した方法はありません。

そこで、法務省HP掲載の例で見てみましょう。イメージとしては、「甲の現在価値－負担付き所有権の価値＝配偶者居住権の価値」という等式が成り立ちます。

同年齢の夫婦ABが35歳で甲（木造）を新築し、75歳でAが死亡し、そのときの甲の価値が4200万円だとします。平成28年簡易生命表によると75歳である女性Bの平均余命は15.76年

です。配偶者居住権はこの期間設定されるものと想定し、この例では15.76年後に甲の建物価値は木造ゆえにゼロになるが、土地の価格は4200万円のまま予想され、これを法定利率3%として15年分割戻すと2700万円になるので、A相続開始時の甲の負担付き所有権の価値は2700万円と鑑定されます。したがって、配偶者居住権の価値は4200万円－2700万円＝1500万円です。

### (4) 対抗要件（1031条）

配偶者居住権は登記をすれば対抗要件を具備することとなり、その登記後に設定された抵当権等の担保権よりも優先します（1031条）。もともと、登記の対抗力は建物にだけ生ずるので、敷地の抵当権者等には対抗できません。

### (5) 配偶者居住権の譲渡性（1032条2項）

配偶者居住権は、配偶者の居住の継続を趣旨とするのでBは他人へ譲渡できません。同様にBにはAの他の法定相続人に対する買取請求権も認められないと解されますが、Bが施設への入所を希望するようときこれを換価できないのは不都合であるとの批判もあり、Aによる遺言や死因贈与、あるいはBらによる遺産分割協議において、買取請求権発生停止条件及び金額（算定基準）を定められるという見解もあります。

## 2 持戻免除の意思表示の推定（903条4項）

婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用不動産（建物又はその敷地）を遺贈・贈与したときは、持戻し（受贈した財産を相続財産に戻すこと）の免除の意思表示があったものと推定し、要するに相続財産の計算上、遺産の先渡し（特別受益）として取り扱わなくて良くなりました。

法務省HPの例に倣い、被相続人A、その配偶者B、ABの子供がCD2名という家族において、AとBが居住用不動産甲（評価額4000万円）を1/2ずつ共有し、その他のAの遺産が6000万円、AがBに甲の持戻1/2（評価額2000万円）を生前贈与したという事例について考えます。現行制度では、AからBへの生前贈与分も、持戻免除の意思表示がなされていないとAの相続財産（遺産）と見なされるので、Aの相続によるBの取得額は（8000万円＋2000万円）×1/2＝2000万円＝3000万円となり、生前贈与の2000万円を合わせても5000万円です。これでは、生前贈与があった場合と差がなくなってしまいます。

そこで、今般の改正により、原則と例外を逆にして、持戻免除の意思表示がなされていると推定する（生前贈与を持ち戻さなくて良いことを原則とする）ことにしました。上記事例によれば、Aの相続によるBの取得額は8000万円×1/2＝4000万円となり、生前贈与の2000万円を合わせるとBの最終取得額は6000万円です。配偶者Bが、より多くの財産を取得できるようになるわけです。



近況報告

弁護士 篠崎 芳明

三遊亭歌之介改メ四代目三遊亭圓歌襲名披露公演を楽しんできました。真に見事な口演で、いずれ令和の名人と評されるであろうと感激しました。私は、本年前半では警察大学校、全国銀行協会、全国サービサー協会、危機管理研究会などで話をさせていただきましたが、いずれも好評とのこと、一層の元氣とやる気をいただいております。



近況報告

弁護士 進士 肇

3/3（日）の東京マラソンでは、冷たい雨が降り続く中、4時間06分22秒の自己新をマーク。たくさんの応援ありがとうございました。余勢を駆って、4/21（日）に東丹沢宮ヶ瀬トレイルレースに初参加。標高200mから1400mまで上り下り、水平距離だけで32.3kmあるというとてもないレースでしたが、制限時間7時間に余すところたったの16分で何とかゴールしました。

## 配偶者短期居住権

弁護士 小川 幸三



1 配偶者短期居住権とは、配偶者が相続開始直後の一定期間、従前の居住環境での配偶者の生活を保護するために、無権原であっても遺産である建物に無償で居住し続けることができるという権利のことで、今回の改正で新たに創設されたものです（1037条）。

2 この配偶者短期居住権の要件は、「配偶者」が「被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた」ことです。被相続人と同居することは要件とはなっていません。

3 配偶者短期居住権の期間は、次のとおりです。  
① 配偶者も居住建物について相続分を有する場合には、遺産分割により居住建物の帰属が確定した時と相続開始から6ヶ月経過した日のいずれか遅い日までです。  
② ①以外の場合（居住建物が配偶者以外の第三者に

遺贈された場合、配偶者が相続放棄した場合等）には、居住建物取得者が短期居住権の消滅の申入れをした日から6ヶ月を経過した日までです。

4 この配偶者短期居住権には対抗要件制度が設けられていませんので、居住建物取得者が所有権を第三者に譲渡した場合には、配偶者は居住権を第三者に対抗することができません。

5 配偶者は従前の用法に従い居住建物を使用できるのみで、収益することまで認められません。また、居住建物取得者に無断で第三者に居住建物を使用させることはできません（1038条2項）。

## 遺産分割前の遺産の処分

弁護士 寺嶋 毅一郎



例えば、被相続人Aが亡くなり、妻のB、子のC、Dの3人が相続したケースで、子Cが相続開始後に遺産の預金を勝手に引き出して自分のものにしてしまった場合（金融機関による預金凍結前の駆け込み払戻しが行われた場合）を考えてみます。

このような場合、新民法906条の2第2項は、①処分財産が相続開始時に被相続人Aの遺産に属していたこと、②処分財産を共同相続人の一人又は数人（本件ではC一人）が処分したこと、③処分者C以外の共同相続人全員（B及びD）が、処分財産を遺産分割の対象に含めることに同意していること、という要件を充たせば、「当

該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。」旨定めました。

新法は、相続における用途不明金問題のうち、「相続発生後遺産分割未了の間に、共同相続人の一部により、勝手に遺産が処分された場合」の解決方法として、従前の「不当利得、不法行為による別訴提起」だけでなく、906条の2第2項のみなし条項を適用して、処分された遺産も遺産分割の対象に含めることを可能とし、当事者が柔軟に共同相続人間の不公平を是正できるようにしました。

## 遺産分割前の預貯金の払戻し制度について

弁護士 杉山 一郎



### 1 概要

預貯金債権は、遺産分割前は共同相続人全員の同意を得て行使する必要がありますが（最決平成28年12月19日民集70巻8号2121頁）、共同相続人の便宜のため、預貯金の一部払戻しが受けられます（909条の2）。

共同相続人は、相続開始時の債権額の3分の1に自らの法定相続分を乗じた額を、一金融機関につき150万円まで遺産の一部分割として払戻しが受けられます（平成30年法務省令29号。具体的相続分を超えたときは遺産分割手続で清算します）。

さらに、909条の2の範囲を超える預貯金債権の払戻しを受ける必要性があって、遺産分割調停・審判が係属中であり、他の共同相続人の利益を害しない場合に仮分割の仮処分が認められます（家事事件手続法200条3項）。以下、909条の2につき具体的に検討します。

### 2 設例

- (1) 被相続人は令和元年6月30日に死亡。
- (2) 相続人は、子2名（A、B）。
- (3) 相続財産は、X銀行の普通預金に150万円、満期後の定期預金に1200万円。

### 3 解説

- (1) Aは、遺産分割前に、909条の2に基づきX銀行からいくら払戻しを受けられるでしょうか。  
① 相続の開始は改正相続法施行期日（令和元年7月1日。平成30年政令316号）前ですが、909条の2は施行日前に開始した相続にも適用されます（附則5条）。

② 払戻し請求できる預貯金の割合及び額は預貯金債権ごとに判断します。

③ Aの法定相続分は2分の1です。

④ Aが遺産分割前にX銀行から払戻しを受けられる額は、

$(150万円 + 1200万円) \times 1/2 \times 1/3 = 225万円 > 150万円$ より、150万円となります（利息込みの金額です）。

Aは、X銀行から普通預金口座につき最大25万円（ $150万円 \times 1/2 \times 1/3$ ）、定期預金口座につき最大150万円の払戻しを受けられます。

⑤ 払戻しを受けるためには相続発生の実事、相続人の範囲及び各法定相続分を判断できる資料（戸籍謄本・除籍謄本や法定相続情報一覧図など）の提出が必要です。

(2) Aの債権者は、被相続人名義の預貯金債権からAに対する貸金を回収することができるでしょうか。

① 預貯金債権は共同相続人の準共有ですので、準共有持分の譲渡や差押えをすることができます（払戻し請求権の譲渡や差押えはできません）。

② 909条の2は共同相続人の便宜のための制度であるため、共同相続人ではない甲は、Aの準共有持分を差し押えてもBと共同しない限り払戻しを受けることはできません。準共有物分割手続が必要です。

- 1 堂園乾一郎・野口宣大編著「一問一答 新しい相続法」（以下「一問一答」）75頁、潮見佳男「詳解 相続法」176頁
- 2 909条の2により払戻しを受けられる額については仮分割の仮処分の必要性は認められない（松谷佳樹「裁判所実務の視点から」ジュリ1526号38頁）。
- 3 潮見佳男ほか「〈座談会〉改正相続法の金融実務への影響」金融法務事情2100号13頁 [堂園乾一郎]

### 近況報告

弁護士 小川 幸三



昭和最後の紅白で初出場の爆風スランプがRunnerを熱唱してから、私は有るのか無いのかも判らないゴールを目指して走り続けてきました。その間、多くの幸せな出会いがあり、また、3つの幸せも手にいれました。平成は、震災もありましたが、私にとっては総じて充実した良き時代でした。

### 近況報告

弁護士 寺嶋 毅一郎



年2回発行の事務所報ですが、今回、当職が当初用意した原稿は以前に書いたものと全く同じ題材でした。所内の編集担当に原稿を送信して暫くして「うん？何かおかしいぞ。」と気になり、調べて分かったのですが、書いている時は完全に忘れていました。加齢でしょうか……。

### 近況報告

弁護士 杉山 一郎



裁判手続のIT化（e提出、e法廷、e事件管理）の取組の一環として、Skype（今後はマイクロソフトのTeamsを使用する予定です）を使ったウェブ会議で、その場で書面に書き込みながら争点整理を行う模擬裁判が開かれました。自白やその撤回を考えると、代理人がその場で書面に書き込むことなどしないと思うのですが……。

### 近況報告

弁護士 中山 祐樹



昔から視力はそれほど悪くなく、今まではブルーライト対策や花粉対策で度数なしの眼鏡を使っていた程度でしたが、近年、少しずつ視力検査の結果が悪くなってきたので、今年に入り、初めて度付きの眼鏡を作りました。少し離れた人の顔や街の看板の文字がはっきり見えるようになって感激しましたが、同時に今までは見えていたつものも実はよく見えていなかったのだなと思ひました。

# 自筆証書遺言の方式緩和・ 自筆証書遺言保管制度

弁護士 中山 祐樹



## 1 自筆証書遺言の方式緩和

**問** 遺言書（自筆証書遺言）は、全てを手書きしなければならないのですか。

**答** 相続法改正により、自筆証書遺言の財産目録部分については自書をしなくてもよいことになりました。

従来、自筆証書遺言は全文自書の必要がありましたが、遺言の中で様々な財産を指し示すのに、不動産の所在地や地番・家屋番号、預貯金の口座番号などを全て手書きするのは煩雑でした。そこで、今般、財産の全部又は一部を指し示す目録については自書を要しないと民法の改正がなされました（968条2項）。

これにより、目録部分はワープロ打ちしたもの、あるいは登記簿謄本（登記事項証明書）、通帳、証書等のコピーを利用してもよいことになりました。

**問** 遺言書の目録部分を自書しない場合の注意点はありますか。

**答** 自筆証書遺言に自書以外による目録を添付する場合は、自書以外の目録の部分があるページ全てに署名押印をしなければなりません。紙の両面に目録がある場合には、表裏両面に署名押印が必要です（968条2項）。目録を修正する場合には、修正部分を指し示して変更の旨を付記した上、署名押印をしなければなりません（同条3項）。

また、自書しなくてもよいのは目録部分に限られますので、それ以外の内容（例えば、「以下の土地は誰某に相続させる」など）を一緒にワープロ打ちすることはできません。

## 2 自筆証書遺言保管制度の創設

**問** 自筆証書遺言保管制度とは何ですか。

**答** 相続法改正に合わせて制定された「法務局における遺言書の保管等に関する法律」により令和2年7月10日から開始される制度で、遺言者の申請によって法務局が自筆証書遺言を保管するというものです。遺言者が亡くなった場合、相続人等は、法務局に対して遺言書の保管の事実の有無を照会することができ、遺言書が保管されている場合には、遺言書のスキャン画像が印刷された遺言情報証明書の交付を請求することができます。

ただし、保管制度を利用するかは任意であり、今までと同様に自分で保管しておくことも可能です。

**問** 自筆証書遺言保管制度のメリット・デメリットを教えてください。

**答** 自筆証書遺言による遺言は、作成後に紛失したり、相続人や第三者によって変造、破棄、隠匿等がなされたりするリスクがあります。これに対し、保管制度によれば、遺言書は法務局が保管しているので紛失や変造等のおそれはありません。

また、自筆証書遺言は家庭裁判所の検認を経る必要がありますが（1004条）、法務局が保管する遺言書については検認不要とされています。

一方、遺言書の保管を申請するには法務局に出頭しなければならず、病気や障害によって出頭ができない場合、保管制度は利用することができません。

また、法務局は、保管している遺言の内容そのものを証明するのみで、その内容に不備がないか、遺言書の作成時点で遺言者の意思能力に問題がなかったかは別問題です。遺言の効力についての不備や問題がなるべく生じないようにするという観点からは、公正証書遺言を利用するほうが好ましいといえます。

# 遺留分制度の見直しについて

弁護士 石黒 一利



## 1 遺留分の金銭債権化

これまで、その行使によって物の共有状態を生み出す原因になっていた遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が遺留分侵害者に対し遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求する権利となりました（1046条1項）。

## 2 支払期限の許与

遺留分権利者から遺留分侵害額相当の金銭の請求を受けた遺留分侵害者において、直ちに金銭の支払ができないこともあります。この場合、遺留分侵害者の請求により、裁判所は支払につき相当の期限を許与することができますようになりました（1047条5項）。

## 3 設例

(1) 相続財産は被相続人名義の時価8000万円の工場

のみ。

(2) 被相続人の法定相続人は子Aと子Bの二名。

(3) 被相続人の事業を受け

継いだ子Aに工場を相続させる旨の遺言書が存在。

## 4 Bによる遺留分減殺請求権行使の結果

Bの遺留分割合は4分の1（1/2×1/2）なので、BはAに対し2000万円の支払を請求することができます。Aにおいて直ちに2000万円を支払えない事情があれば、Aは裁判所に支払につき相当の期限の許与を求めることができます。これによりAは、相続した工場で事業を続けながら、裁判所が定めた支払期限まで2000万円の支払を待ってもらうことができます。

# 相続の効力等に関する 見直しについて

弁護士 鶴岡 拓真



## 設例

①相続人は子B、Cの2名（法定相続分はそれぞれ1/2ずつ）

②遺産はAの自宅（2000万円相当）のみ

③Aは「Bに全ての遺産を相続させる」との遺言をした

④しかしBは被相続人Aの自宅について相続登記（所有権移転登記）をしていなかった

⑤XはCに1000万円を貸していた

⑥Xは、Aの自宅のうち、Cの持分（1/2）を差し押えた（差押登記をした）

上記設例で、相続人Bは、Xに対して被相続人Aの自宅の全所有権が自分にあると主張（対抗）できるのでしょうか。

相続法の改正により、相続させる旨の遺言の場合に

も、相続人は自己の相続分を超える範囲については登記をしないと第三者に対抗できなくなりました（899条の2）。

Bとしては、Cの持分を含むAの自宅の全所有権について、Aの遺言によって取得したと主張したいところです。しかし、Bは、相続登記をしていないので、Cの持分取得をXに対抗できません。

したがって、Bは、Xに対して、Aの自宅の全所有権が自分にあると主張できません。

本事例のような結論を回避するためには、Bは、できる限り早期に（Xの差押え前に）登記をする必要があります。



## 近況報告

弁護士 石黒 一利

昨冬にスキーばかりしており、ゴルフを全然していませんでした。久しぶりにゴルフをしたところ、自分でも驚くほど下手になっていました。球が曲がるのは昔からのですが、左に右に毎回方向が定まらず、しかも球は飛ばないし、アプローチも全然寄らないと散々な状態です。道具のせいかなという気持ちを抑えて、まずはしっかりと練習したいと思います。



## 近況報告

弁護士 鶴岡 拓真

先日、健康診断（人間ドック）に行ってきました。昨年に尿管結石を経験したこともあり、好物のラーメンを週1回に控え、野菜を積極的に摂るようにし、意識して週に1回は運動をするようにしました。ただ、たまに間食もしていたので負い目もあります。そのような中、なぜか例年よりも時間をかけて丁寧に腹部超音波検査をされたので、とても不安になりました。「結石の疑いあり」との結果が出ないよう心から祈っています。



## 近況報告

弁護士 金山 真琴

激辛料理が好きで、昔はよく食べていました。最近は歳のせいかわり守的になってしまいましたが、この前横浜で「誰も頼まない」という激辛スープカレー（見栄を張って）頼みました。かなり辛かったものの（意地を張って）完食し、「まだまだいけるね」と（たご唇になりながら）調子に乗っていたのですが、翌日私の身体は地獄の業火に焼かれました。激辛料理にはくれぐれもご注意ください。



## 近況報告

弁護士 清水 恵介（客員）

担保法の領域では、近江幸治先生古稀記念論文集『社会の発展と民法学(上)』に、「機能的アプローチによる担保の統制」と題する小考を、成年後見法の領域では、実践成年後見誌78号に、「責任無能力者の加害行為と施設等の責任」と題する判例評釈、同誌80号に、成年後見法世界会議（韓国）の報告文「意思決定支援システムに向けて障害者権利条約が要求するもの」を執筆いたしました。

# 相続人以外の者による 特別の寄与について

弁護士 金山 真琴



## 1 設例

- (1) 被相続人Aには、3名の子がいた（B、C、D）。Aの妻は数年前に亡くなっている。
- (2) Bは妻であるEとともにAと同居していたが、BはAが亡くなるよりも前に亡くなっていた。なお、BとEとの間に子どもはいない。
- (3) Eは、Bが亡くなった後も、献身的にAの身の回りの世話を最期まで続けていた。

## 2 解説

**Q1** EはAの相続人ではありませんが、献身的にAの身の回りの世話をしてきたことに何の評価もされないのでしょうか。

**A1** 新1050条1項により、相続人でない親族が「特別の寄与」をしたときには、特別寄与料の支払請求権が認められました。

**Q2** 「特別の寄与」とは何でしょうか。

**A2** ①無償で、②療養看護その他の労務の提供をして、③被相続人の財産を維持又は増加させることです。

**Q3** 誰にどのように請求すればよいのでしょうか。

**A3** 請求の相手方は、Aの相続人であるC、Dです。まずは協議になりますが、協議が整わなかった場合や協議ができないときは、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求します（1050条2項）。ただし、特別寄与料の支払請求は、EがAの相続の開始及び相続人を知った時から6か月、又は相続開始時から1年以内にしなければなりません（1050条2項但書）。

**Q4** 特別寄与料はどのくらいもらえるのでしょうか。

**A4** 「寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して」定められます（1050条3項）。

# 配偶者居住権が新設されたことは 相続税にも影響があります

税理士 藤代 節子



2020年4月1日以後発生の相続から、配偶者居住権の取得があった場合の不動産の相続評価額は、配偶者が取得する利用権部分と他の相続人が取得する所有権部分に分けて課税されます。

建物の配偶者居住権の価額は、下記の算式で計算した建物所有権の価額を控除した残額です。

建物の評価額 × (残存耐用年数 ÷ 配偶者居住権の存続年数) ÷ 残存耐用年数 × 存続年数に応じた複利原価率  
残存耐用年数は、法定耐用年数を1.5倍した年数から築年数を引いたもの、つまりあと何年居住可能かです。そこから配偶者居住権の存続年数を引いているので、存続期間を超える年数部分の価値を、複利原価率で現在価値に引き直して計算しています。

存続年数が終身の場合は、平均余命年数を使います。

土地も、次の算式で計算した配偶者居住権が設定された所有権評価額を控除した残額が配偶者居住権の利用権の価額となります。

土地の評価額 × 存続年数に応じた福利原価率  
配偶者居住権の存続期間が終了した時の価額を現在価値に引き直して計算しています。

相続税では、自宅土地330㎡まで8割引きする小規模宅地の減額の特例がありますが、配偶者が取得する居住権にも適用され、所有権を取得する他の相続人が同居等の要件を満たす場合には適用されます。

配偶者居住権は死亡と同時に消滅するので、配偶者の相続財産とはならないため2次相続税が課税されません。



近況  
報告

税理士 藤代 節子

昨年引っ越しに伴い住所変更手続きをしていたところ、とくに使っていないのに料金だけ払い続けていた契約や、1回も使っていないコンテンツの料金が発生している事態がいくつか判明しました。いくら無駄にしてきたか年数を掛け算して過去を振り返るのは止めにして、浮いた分（浮いてない）を使って、やってみたくて始めたことを始めてみました。



当事務所のホームページです。

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>